

## 特殊車両通行許可申請書 記入要領

大阪港湾局が管理する「臨港道路及び橋梁」（咲洲トンネル及び夢咲トンネル含む）についての特殊車両通行許可申請書は、この要領を参考に作成してください。

なお、記入・申請に際して、ご不明な場合には、当局まで、お問い合わせ下さい。

※本基準に定める道路については、大阪市港湾施設条例に定める臨港道路を示します。

### ○記入要領・注意事項

#### ◇新規・継続・変更欄

- ・継続：前許可の申請内容に変更なく、許可期間のみ延長する場合。
- ・変更：運行経路、車両増減・交換、社名変更等、既許可書の内容を変更する場合。

#### ◇申請者欄

- ・様式には定めておりませんが、電話欄の下に担当者名、連絡先の付記をお願いします。  
(審査等で、問合せ・連絡する場合があります)

#### ◇表中欄

- ・車両の型式及び構造：トラック、建設機械、セミトラ(一般セミ・バス型など)、フルトラ、ダブル等といった種別を記入して下さい(車検証の型式番号ではありません)。
- ・番号標：車検証の車両番号、車両が複数の場合は“他〇台”と記入し、「車両内訳書」を添付して下さい。
- ・車両諸元中、重さに係るものは、kg 表示でご記入下さい(t：トン表示ではありませんので、ご注意下さい)。
- ・積載貨物：自走式のもの以外に積載物がある場合には、“産業機械(プラント機械)”など積載貨物品名を記入して下さい。  
容積(寸法)：積載物品により、積載量として液体ではリットルとし固体ではトンを記入して下さい。  
形状：電柱等については径・長さ、製品等は幅・高さ・長さを記入して下さい。
- ・特殊性：  
例「車両構造が特殊(〇〇〇〇〇〇〇〇)」と記載し、括弧内に自走式建設機械、自動車運搬用セミトラなど記載  
例「積載物が特殊(〇〇〇〇)」と記載し、括弧内に分割不可と記載
- ・通行期間は、審査・許可まで標準処理期間(約4週間)を考慮のほか、充分余裕を持って通行開始日の設定を行って下さい。記入のない場合や通行開始日を過ぎた申請の場合などは、やむを得ず、許可日を通行開始日として許可することがありますので予めご了承下さい。なお、通行終了日は下記を目安として設定して下さい。

◇許可期間の目安：下表を超えるものは1年以内、それ以外のものは2年以内

幅		3.5m
高さ		4.3m
長さ	単車(トラック等)	16m
	セミトラ	17m
	フルトラ	19m
	ダブルス	21m

- 通行時間は、審査結果に基づき許可条件としてお示ししますので、ご記入頂いても必ずしもその時間で許可されるものではない点ご了承下さい。
- 運行経路は臨港道路を対象に記入して下さい。出発・目的地は、住所又は公共施設名（南港フェリーターミナル等）と、接続道路名（国道〇〇線・市道浜口南港線に接続する場合など）を記入して下さい。  
ここでいう出発・目的地は、例えば、最終遠隔地などを記載するものではなく、大阪港臨港道路での起終点や、同臨港道路から出て市道に接続する（もしくは市道より入り同臨港道路へ接続する）地点といった意味を示します。大阪港臨港道路は、一部を除き、道路法上の道路ではないため、この申請をもって接続市道や最終目的（遠隔）地などの通行経路を含めた許可がなされるものではありません。
- 前通行許可は、継続・変更申請の場合は必ず記入して下さい。

#### ◇確認事項欄

確認事項を十分お読みいただいた後、口にチェック(し)して下さい。

#### ○申請上の注意事項

##### ◇添付書類

- 臨港道路上での経路図※（自由様式）、臨港道路上での経路表※（経路図を添付した場合は省略可）、車両内訳書（包括申請の場合）、車両の諸元に関する説明書、車検証（車検切れは原則不可）。  
※：広域的ではなく、臨港道路上でのものをお願いします。
- 重量 50 トを超える場合は埋設企業体の同意書、高さ 4.3m を超える場合は上空障害物を実測した資料。
- 申請車両の軌跡図（大阪港湾局が必要と認める場合）。
- 分割不可の場合など理由書・説明書（大阪港湾局が必要と認める場合）
- 基準緩和認定書は添付不要です。

##### ◇その他

- 分割可能貨物を積載する特殊車両については、車両総重量 44 ト以下に分割又は数量減（減ト）をお願いします。
- 経路図には、実際に通行する道路のみ記入し、進行方向（往復・片道など）が分かるように図示して下さい。
- 大阪市港湾施設条例の規定では、特殊車両の通行（行為）について、行為の制限が課せられており、これを市長の許可を得て解除したうえで通行するものとなっています。このことは、臨港道路の構造を保全し、また交通の危険を防止する観点から、一定の条件を付して、やむを得ないと市長が認める場合に限り許可を与えるものです。  
よって、申請に際しては、条例の本来の趣旨（行為の制限）や、実際に通行する道路保全など措置を図るためにも、経路を特定し、場合によっては重さの軽減を図るなど、港湾活動のみならず社会・経済活動を支える基盤施設である臨港道路への影響や、交通への影響に対しご配慮頂いた上で申請下さい。

特殊車両通行許可申請書(新規・継続・変更)

〇〇年〇〇月〇〇日

該当箇所を囲んで下さい

大阪市長 様

住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

ふりがな 大阪市住之江区南港1丁目2-3

申請者 氏名 南港運輸株式会社  
代表取締役 南港 太郎

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(法人にあつてはその名称並びに代表者の氏名、ふりがな及び生年月日)

電話 06-6543-1234

担当:〇〇課 夢洲 次郎

大阪市港湾施設条例第11条第3項の規定により、車両の通行の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

車両の型式及び構造		セミトレーラ (一般セミ・〇〇〇〇用)		番号標に表示されている番号		トラクタ:大阪 12〇345 他〇台 トレーラ:大阪 67〇89 他〇台	
車両諸元	幅	総重量	軸重	輪荷重	積載貨物	品名	容積(寸法)
	3.5m	34.567kg	8.888kg	4.444kg		精密機器	〇〇トン
	高さ	長さ	最小回転半径	最遠軸距		形状	特殊性
	3.00m	16.78m	11.11m	12.34m		W=3.5m,H=3.5m,L=10.0m	積載物が特殊(分割不可)
通行期間		〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで					
通行時間		時 分から 時 分まで					
運行休止中の待避場所							
運行経路	出発地	住之江区南港〇丁目〇	経由地		目的地	此花区北港白津〇丁目〇	
	通行する道路	大阪港臨港道路(経路図参照)					
前通行許可	年 月 日・大阪市指令 第 号						

また記載漏れが無いよう正確にご記入下さい

車両の種類や構造など

※継続の場合は、こちらにも記入下さい

※ 確認事項(確認されましたら、□にレを入れてください。)

この申請に係る特殊車両の通行は、暴力団の利益になるものではありません。

注意 1 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報情報を警察に照会することがあります。

2 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

車検切れは不可

ご確認をお願いします

注:記入例は、参考例であり、記入内容の整合や実際の車両等を踏まえたものではありません。